

(第一類 第五号)

第二回國會議院文教委員會會議錄第二十二号

昭和二十三年七月一日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松本 淳造君

理事水谷 昇君 理事高津 正道君

理事西山富佐太君

柏原 義則君 木村 公平君

圓谷 光衛君 富田 照君

松本 弘君 田淵 実夫君

野老 誠君 松尾 トシ君

松澤 兼人君 松本 七郎君

伊藤 恭一君 久保 猛夫君

武田 キヨ君 米田 吉盛君

黒田 重治君 平川 篤雄君

織田 正信君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部事務官 清水 勤二君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

文部事務官 大丸 秀雄君

文部事務官 岡野 澄君

文部事務官 天城 勲君

専門調査員 宇野 圓空君

専門調査員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

日本學術會議案(内閣提出)(第一二五号)

教育委員會法案(内閣提出)(第一二五号)

(第二号)

○松本委員長 それでは會議を開きます。

日本學術會議法案を議題といたします。

昨日の委員會におきまして、大体

第一類第五号 文教委員會會議錄 第二十二号 昭和二十三年七月一日

の質疑は終了いたしました。なお質疑があれば發言を許します。

○柏原委員 昨日から問題になつておりました二十四條の學士院の會員の推薦母体の問題でございますが、原案でありますならば日本學術會議がこれを選定するのであります。日本學術會議創設準備委員長の兼重さんの答復の第一項であります。昨日の御答復では、これは内容は同じようなもの

だ、結局において同じになるのだ。學術會議がきめるのだけれども、實際の運営にあつては、ほぼ同数の委員を出してきめるようになるんだ。但しこの原案のわく内においてこれを行うのである。こういう御答復でありました。

そこでこの原案を修正するといふことは非常に困難なことも申しませんが、二十四條第四項の文章と賞書の第一項とが實質においてほぼ同様であるという政府側の御意見を聞いておりますし、原案の文章をいらいと

とは非常にめんどうな問題になりますので、四項の意味は賞書の第一項のようである、そうつた内容をもつたものであるといふことを法文の上に明記する必要があると思つてあります。そうしておきまさんと今度新しく生れる學術會議にいたしましたら、法文だけを見て、文章に現れていないものは問題ではない。兼重さんがいかに努力してもこれは問題にならぬ。新會員は法文だけでやつてくるのでありますから、こういう覺悟のようなのは、ほごになるおそれがあるのであります。

ます。そこで原案をいらいとはむつかしいのですから、第四項に但しをつけて、四項の内容はこういう内容をもつたものであるといふことを明らかにする。すなわち「日本學士院の會員を選定するに、日本學術會議と日本學士院の各々が推薦する同数の委員をもつて構成する候補者」云々と、あとの文章に但書をして追加しておけば、その内容が明瞭になると思つてあります。もちろん學士院の要望の半ばは達せられませんが、學士院の要望の半ばは達せられるし、またこの覺悟は學術會議の方においても大體了承がでると思つてありますから、そういうふうにするのが可能であるかどうかといふことも政府当局にお伺ひしたい。もしそういう方法をとつておかぬと、學士院會員を選定する場合に、原案の通りでありましたならば、學士院は何らそれに関知できないといふかどうになるのであります。それではどうかと思ひますので、そういうふうな取扱いが適當でなかつたらと考へますが、それに対する当局の御意見を承りたいのであります。

○清水政府委員 ただいまの御意見は、賞書の第一項を第二十四條第四項の但書とすといふお話であります。この点は法案に明記いたします。これは、學術體制刷新委員會の委員長として原案はこのままで通して、この程度の手段方法について新しい會員をみな納得させることは可能であるといふ決心をもつて、こういう案をつくつて

おられるのであります。これを法案に載せるということについては、すでにこの決議がなされてから準備委員長として、少し越權ではないかといふような感じをもつておられるのであります。ただいまこういう覺悟ではほごになるといふお話がございましたが、國會においてこういうことをぜひ希望するといふことが決議されましたならば、そういう文教委員會において、あるいは委員長において學士院側と刷新委員會側を招いて、納得させられ、國會の意見としてこれをぜひ實現するように要望されたならば、必ず實現するのではないかと考へるものでもありまして、できるならば原案の通りにしておいて、そうしてこの覺悟をできるだけ實現するように、あらゆる努力を拂うといふことにしたならば、いかがかと考へておる次第であります。

○柏原委員 まだ討論になりませんが、これに努力をするといふ國會の決議は、それだけの權威があると思つてあります。政府当局の申さるることには、私もまだ得心の行かぬ点があります。

○織田委員 昨日お伺ひした第四條の問題には、内閣に科學技術行政協議會といふものを政令をもつて定めるといふお話がございましたが、この点について、その内容を詳しく御説明していただきますかと思ひます。

○岡野説明員 學術體制刷新委員會におきまして、總理大臣に答申を出しております。その一点は日本學術會議の

ことでございます。その一点はわが國の行政に十分科學が反映されない、あるいは各省の科學行政がまちまちであるといふことを指摘されまして、内閣にそういう協議會を設けて、日本學術會議の意思が十分政府側に反映するやうに考へてほしいという答申がございました。これに基づきまして政府側におきまして立案をいたしましたのは、先ほど局長から申し上げました科學技術行政協議會といふものでございます。これは日本學術會議が成立しまして後にできるのが本来でございますが、しかし事態は必要性がございますので、できればこの法案が通過した後にこういうものをつくりたい、その内容を概略申し上げますと、科學技術行政協議會は内閣總理大臣の監督に属して次の事項を掌る。第一は二つ以上の廳の所管にまたがる科學または技術に関する業務を調整すること。第二は政府の諮問にかかる科學技術に関する事項に対する日本學術會議の答申及び日本學術會議がその所管の範圍内において自發的に進行勧告を、科學技術行政に反映させる目的で審議すること、この二点をその所掌事項として掲げております。協議會は會長一人、副會長一人及び委員二十五人以内でこれを組織するといふふうに規定いたしました。委員は關係各廳の次官またはこれに相當する官吏及び學識経験のある者から總理大臣が任命する。そしてこの學識経験のある者の中から命ぜられる委員の数は十人といたしました。その任命は日本學術會

議の推薦を考慮して行うということにいたしました。この協議会は毎月一回定期的に開くというように規定した政令案を用意しておるわけでございます。ただし日本学術会議が成立いたしますのは来年度の一日になりますので、その間の暫定措置としましては、現在ございまして学術研究協議会が日本学術会議の設置されるまで、日本学術会議の職務を行うということを経過的に規定したものでございます。

○織田委員 その次に第五條の点でありますがこの学術会議の設立及び目的の中に「我が國の科学者の内外に対する代表機関として」とあります関係から、また特に日本の科学と世界の科学との交流を円滑ならしむるという点から考えまして、第五條の第一号と第二号の間に、何というか、世界の学術会議との連絡を緊密円滑ならしむるという事項を入れたらいいのではないかと思います。その点についてお答え願いたいと思います。

○清水政府委員 ただいまの御質問はごもつともでございますが、実は前文にも世界の学界と提携するということを示してございまして、第五條の中に、國際關係も含めておる考えでこの法案はできておるわけでございます。従つて特に國際關係を強調する意味においてあげるといふことも一つの考えだと思ひます。この法案では國際關係はこれらの方策の中に含まれておるという考えでございまして、第三條の第二号に「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」という中にも、國際關係的なことが考えられておるのであります。それのこまかくなつたのが第五條だと考えられ

るのであります。それらの問題につきましては、特にここに掲げませんでしただけども、前文にもございまして、これらの方策の中に含まれておる、こう考えております。

○織田委員 それから第四章の第二十一條ですが、学術体制刷新委員会の選挙の結果、結局年寄りの人ばかりが出てくるというような結果を見たという話を聞いたのですが、その点「会員の選挙に關して必要な事項は、日本学術会議の定める選挙規則で、これを定めよう」とありますが、この点を詳しく説明していただきたい。

○岡野説明員 日本学術会議の会員の選挙規則と申しますか、これは日本学術会議が定めることにいたしましたわけでございます。第一回の日本学術会議の選挙規則につきましては、学術体制刷新委員会が定めることに相なりまして、すでにその規則ができておる次第でございます。それを御説明申し上げますと、地方区を七つに分ける、全國の府縣を七地区に配分するということを規定しております。全員の選挙権を有する者は、現にその地に勤務する場所によつて地方区をきめるということを規定しております。さらに十月十日までに管理委員会に登録用カードを有権者が提出するということとをきめております。一方管理委員会の方は学会または研究機関に依頼しまして、その所属成員または会員で有権者と認められる者の名簿を九月十日まで提出されます。その名簿に基づきまして、會員または成員に登録用カードを送付して登録を促すという規定をしております。今御質問のございました年寄りばかりになる懸念はないかというお話で

ございますが、實際上この會員が選ばれますにつきましては、有力な学会がこの人こそはという方を推薦せられることになると思つております。結局その推薦制によりまして散票が防がれまして、衆望を担つて會員が出てこれるといふふうな考えられるわけでございまして、なお有権者名簿を縦覧させる規定もしてございまして、また登録その他選挙に關して不正行為をした者は、選挙権及び被選挙権を失うということも規定しております。なおこの不正行為を判定するのは管理委員会がこれを行う。その決定に不服のあるものにつきましては、日本学術会議の再審査を求めるといふようなことも規定してあります。

○岡谷委員 第十七條の選挙権、被選挙権の資格についてですが、第二号に「旧師範学校食昭和十八年勅令第百九号」とあるのですが、これは専門学校になつてから以後の教員養成機関の卒業生を指しておつて、昭和十八年以前の師範学校の卒業生はこれに該当しないという意味ですか。

○清水政府委員 昨日も同様の御質問に答えたわけでございまして、第一号は大学程度、第二号は専門学校程度というわけで規定をいたしましたわけでございまして、従つて専門学校程度になりました師範学校につきましては、この第二号があたりは、それ以前はあつてはまらないのであります。それはその次の第三の「その他研究歴五年以上の者」の中に包含されるわけであります。○岡谷委員 ところが實際の問題からすると、昭和十八年以後の師範卒業生は学徒動員とかその他、入学率等において、それ以前よりは質が劣つてい

る。名義はなるほど専門学校という名前になつておりますが、優秀なる者はそれ以前にあると思ひます。「その他」の所に入れるとしても、これは「研究歴五年以上」といふようなことで規定されていけるとすると、これは全面的にはいりませんか。どういふ方法をもつてこれを入れられるか、何か審査会にかかるといふようなことがあるのですか。

○清水政府委員 ただいまお話の旧師範学校の方が實際には実力があつて、専門学校の方が實際には実力が低下しているというお話は、あるいは事實であるかも知れないと思ひます。しかしここに程度を表わします場合に、大学程度、専門学校程度と規定いたします場合には、認められた資格の学校によつて規定する以外に方法がないのであります。実力がどうであるかということとは、非常に判定の困難な問題でありまして、これは形の上でどう規定したわけでありまして、この形にはそれらのものは、第三号の「研究歴五年以上」といふもので、全部救われるつもりにいたしております。研究歴五年と申しますといかに長いようでございますが、師範学校を出て、あの人は研究者だと言われるような方は、五年あるいは十年、相当研究をしておられる方が多いのであります。大体第三号で救われる方だと考えております。

○松本委員長 ほかに質疑はございせんか。ではこれにて質疑は終了いたしました。

○水谷(昇)委員 この際ちよつと休憩をしていただきまして、休憩中にちよつと懇談をしたいと思います。

○松本委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩
午前十一時四十分開議
○松本委員長 再開いたします。

質疑は全部終了いたしました。これより討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。相原義則君。

○相原委員 敗戦後の日本は、武器を捨てまして平和國家として、文化國家として立ち上らなければならぬ。貧弱な日本の國の將來性の見込みは、わが民族の頭と努力、そういう意味におきまして、學問の興隆ということが、わが民族を再建する上の基礎問題であるのであります。この學問の興隆をはかる上におきまして、今までの因襲を脱却し、あらゆる學界の封建性を脱皮いたしまして、學界の民主化とともに、眞理と平和を希求する眞劍な學者陣の總活動によつて、日本の再建をやらなければならぬ。こういう意味において今回できました日本学術會議法案なるものは、大体においてこの線に沿つていふものと思つております。但し、この学術會議を生み出す選挙母体である日本インテリ層であります。インテリ層と申ししましても、堅実なインテリ層もあれば、またずいぶん浮薄なインテリ層もあるのでありますけれども、將來の堅実な、りつぱなインテリ層の構成という方面に相當の信頼を置きまして、この法案を成立させるのがいいだろうと思つております。今まで日本の学会には学士院という、名譽機關でもあり、日本の最高學問研究の一つの集團機關があつたのであります。今回こうした全日本をあげての民主的な日

本学術会議なるものが生れますので、その中に歴史をもつた学士院を含む。そして従来の学士院の封建性といひますか、我輩にとられたものから脱却して然らざるの榮譽機関として——中にはそんな学士院のようなものは要らぬじやないか、こういうことを述べる人もありますが、現在ほど学者が生活に困つてゐる状況はないのでありまして、何といつても物質的な應援をしなれば、学問の発達はないのであります。従つて学士院のような名譽的なものを設けて、實質面におきましては相當の年金を差上げて、努力させれば、おちついて勉強し、老後も安らかに行けるのだという一つの見透しを興える。そういう途を開いていくといふことも、學問奨励のためにきつめて重要なことであると考えるのであります。そういう意味におきまして、学術會議の中に学士院を包容して、そしてこれを新しい学士院として育てるのであります。さて新しい学士院の誕生とともに、古き学士院もその中に含まれるのでありまして、そのつなぎ合せには各種の問題が起ると思ふのであります。學問の道は個人々々の頭ではありますけれども、師弟の關係といふものが非常に深い意味をもつて、先輩から學問の遺産を後輩に譲らなければならぬ。こゝいう点で古い形の学士院と學術會議の間に變な摩擦相剋があつたのでは、日本の學会の健全な発達のために、日本の再建のために、大きな障害をなしますので、そういう意味におきまして、學術體制刷新委員會の御意向も尊重しますが、また、学士院の意向も相當參照いたしまして、そこにつばな一つの日本學會といふ

ものを生み出すことが適當と考へるのであります。そういう意味におきまして二十四條の第四項には、榮譽機關である学士院の會員を選定するに「日本學術會議がこれを選定する」とあるのであります。學術會議に出てくる人は、おそらく新進氣鋭の、しかも政治的手腕をもち、弁説の立ち、社交のうまい人が出てくるだらうと思ふのであります。こゝいう人が客觀的に公平に選んでくだされば問題はないのです。あるいはこの選挙母体なるものは政治性をもつておられますので、時には右に偏し、左に偏するおそれもありまして、大体日本の學界インテリ層をある程度は信頼できるとは推定いたしまして、あるいは偏激な左に偏するおそれ、あるいは偏激な右に偏するおそれ、と、神聖なほんとうの科學とか、人類の幸福を生み出す學問といふものが、その政治性のためにゆがめられて、結局日本の學問は眞の科學を生み出さず、便宜主義的な貧弱な學問の程度になり下る。これでは貧弱な日本がますます貧弱な學問になつて、文化國家としてもまずい、低劣な程度に落ち下ることを心配いたしますので、そういうことを心配いたしますので、さういつた會議の政治性がある程度修正する意味において、学士院といふ、一旦なつたならば一生運同し信念で一貫していけるという学士院の榮譽的な存在も、日本の學界にはまことに重要なものだと思はれるものであります。ただ單に封建的な保守的な、学士院を弁護するやうなけちな考へでなくて、やはり永久の將來にわたつて政治性をもつた學會と、さうでなくして不動の學會、こゝいう二つの理由はどうしても

必要と考へるのであります。さういう意味において、学士院の會員を選定するにあつては、日本學術會議だけがこれを片づけるのではなくして、学士院の意向をも大いに尊重して、これを選定する場合にはほぼ同数ぐらゐの委員をあげて、兩方の委員が合議して、そこに妥協性のある候補者をあげて、結局最後の決定権は學術會議が握るのであります。大いに学士院の意向を尊重する、こゝいうやり方が適當と思ふのであります。これは現在の古い型の学士院を弁護するために言つておられるのではなくして、永久の將來にわたつてさういふ方法をとつていくことが日本學界のためによろしいといふ考へであります。二十四條第四項に關しては、原案はこの通りで結構であります。運籌するにあつては、必ずこゝういふ方式でやつてもらいたいといふ熱烈な希望を附しまして、日本學術會議法案原案全般に對して賛意を表するものであります。

○松本委員長 次に田淵東夫君。○田淵委員 日本社會黨はまず本法案の前文の精神と前文の意義といふものに對しまして賛意を表するものであります。從來日本の學問、科學、學界といふものが學者の學界であり、學者の學問であるという印象を與える嫌ひがあつたのであります。殊に一部もしくは大分の學問、學界が一時は特權階級の御用機關であり、特權階級の御用任務を勤めたこともおおいがたい点があるのではないかとこゝうに考へられるのであります。さうした立場からいたしまして、今日日本學術會議法案がこゝに上程せられましたことは、この法案の實施によつてさうした學問機

關、學問なるものが、眞に社會の、眞に大衆のものとなり終るための革命的意義をもつものであると考へるのであります。従つてこれは少しく誇張的に申しますならば、まさに科學行政上のコペルニクスの轉回であるとも考へられるのであります。さういふ意味合において本法案の精神と意義といふものをまずわれわれは認めるのであります。法案中の各條各項にわたつては、多かれ少かれ疑義をさしはさむべき点が多々あつたのであります。これは當局の説明によつてほぼ了解したのであります。特に問題となりましたのは、第四條の第二号に見えます政府所管の研究、試驗所及び委託研究費等に關する問題であります。これらの政府所管の研究、試驗所等の運営上の連絡といふものは、科學技術行政協議會が設けられることによつて、その上りしきを得るであらうといふことを説明によつて了解したのであります。従つてこの科學技術行政協議會なるものが設立されること並びにこれがよろしく運営されなければならないといふことを希望意見として申し述べたいのであります。

第二番目は、第十條の學術會議の部門わけにおける問題であります。特に注目されますのは、哲學部門に多くの人文科學分野を包括しておることである。但しこの部門わけはいろいろな観点から各種の解釈と意見があるものでありまして、にわかに適正である部門わけといふものを判定することは容易なわざでないと思へますので、この哲學部門に心理學、倫理學、宗敎學あるいは社會學、なかんづ

く教育學が含まれるものであるといふことを了承したのであります。

次に第十七條の會員の選挙權及び被選挙權についての問題であります。このうち本條の第一項第三号における「その他の研究歴五年以上の者」といふこの項であります。この項の規定するところには、公私の試驗所もしくは研究所あるいはこれと同質同位と認められる學術機關において研究歴五年以上もつものである。しかもこの認定は選挙管理委員會において行わなければならないものであるといふ説明もこれを了承することにいたしました。この項に賛同するものであります。

最後に、本法案中最も大きな問題とされなければならなかつたのは第二十四條の日本學士院に關する規定であります。從來の日本學士院すなわち現存の學士院の政體といふことは、これは日本の學界の民主化に伴つて必然的に行われなければならないものと考へるのであります。學界における現在の學士院は、樞密院的存在であり、裏御院的存在であるといふよりも、坊間多く聞くとこゝろなのであります。そこで、この學士院を日本學術會議の一機關として規定するといふことは當然だらうと考へるわけでありまして、但し、現在の日本學士院側からは、本法案の規定に對しまして相當の意見が開陳されたのであります。この學士院の意見なるものは、われわれはこれを重要な參考資料とすることに努めたのであります。が、全面的にこの意見を取入れるといふ点まで賛同するわけにはいかながつたのであります。そこで、本條の第三項の「日本學士院は、日本學士院會員をもつてこれを組織する。」及び四項

の「日本学士院会員の数は、百五十人とし、日本学術会議がこれを選定する。」という規定は、このまま存置いたし、強い希望意見といたしまして、日本学術会議創設準備委員長より内閣総理大臣あてに提出されましたところの日本学士院会員の選定方法に關する覚書を実行されることを要望するのであります。その理由といたしましては、日本学士院は日本学術会議の一機関であります。しかも本法案の規定するところでは、これはどこまでも名譽的機関であり、碩学の優遇機関であります。従つて名譽機関であり、碩学の優遇機関でありますならば、これの扱いについては、これを構成する上の手續につきましては、日本学術会議なるものがその總意によつて決するのが至当であると考えるのであります。けれども、学士院は創設以來多くの功績を學界に残し、なお今後その活動とその存在の意義が認められるわけであり、これをゆえに、ここに名譽機関として學術會議内に置くという、但し法は久しく改めないで済むべき法をつくるのが立法の理想といたしますならば、日本学術會議が生成発表することによつて、ここに日本学術會議と、その一機関であるところの日本学士院との間の連絡、調整、協力というものが円滑に進められるに従つて、日本学士院側の申出であるところの御意見の意味する点は漸次に解消されていくものであると考えるのであります。かような立場より、本條の規定はそのままいたしまして、特に強い希望的意见といたしまして、ただいま申しました覚書を実行実施していかなければ

ならぬということを申し添えたいのであります。なお二、三触れるべき点があるかも知れませんが、大体以上の意見をもちまして、日本社会党は原案に賛成するものであります。

○松本委員長 西山富佐太君。

○西山委員 日本学術會議法案は、科学を政治及び産業に反映せしめるために、また民主的な点におきまして、日本再建のために革命的な適切な法案と信ずるものであります。かくならなければならぬと考えるものであります。しかしながら、これは選挙によつて選定されるものでありますから、あるいは眞の學者を得たい場合も想像されるのであります。ゆえに從來の學士院のもつところの碩学優遇の意義を減してはならないと考えます。よつて日本学士院から内閣総理大臣あてに提出された日本学士院会員の選定方法に關する覚書の意味を実行することを希望条件といたしまして、民主黨は原案に賛成するものであります。

○松本委員長 黒岩重治君。

○黒岩委員 わが國の學術振興のために、學者の自主的な活動を期待することのできる制度といたしましては、本法案は望ましい内容をもつておると思ひます。但し從來の日本の実情から考えますと、學者の待遇はまことに薄きに失つておつたと思ひます。またその研究費につきましても、あまりにも過少であつたといふことは國民のひとしく認めるところであると思ひます。それゆゑの制度ができたとしても、その点について政府は特別の考慮を拂わなければ、佛つて魂を入れざる類に陥るのではないかとすることを憂

慮するわけでございますので、特にこの点について將來の考慮が望ましいと思ひます。また學者自体におきましても、從來社會の一部において強く非難されておりました學問の問題でありましたが、かようなものをみずから自棄一掃いたしまして、學問に忠実な新人の進出に對して、相互のうちに期待のできるような特別の努力を拂うことによつて、國民の期待にこたえなければならぬといふことを強く要望するものであります。私は國民協同黨を代表いたしまして、次の希望條件を附しました。本法案に賛成をいたすものであります。

ただいま申しました、政府の學問振興に對するところの予算を、將來において國民の期待に副うだけの計上をすること。學者自体の自衛によつて、國民に期待されること、この制度の實をあげるように努力されること。これを前提といたしまして、第十七條の選舉權、被選舉權の資格につきまして、政府の御答弁によりますと、學歷はなくとも、國家試験に合格し、専門學校以上の卒業と同等の資格を有する者は、その選舉權、被選舉權をもつことができるといふのでございますが、しかしながら法文の中へはそれを明記してございせん。従つてこれが周知方については、十分に徹底をはかるようにお考えを願ひたいといふのであります。なお十七條の三項にあげました「その他研究歴五年以上の者」といふ項の中に、いわゆる學歷のない、野にある碩学の士をも漏れさせないようにするという御意圖がございしますのであります。たとへば、例をあげますと、植物學者の世界的泰斗といわれており

ます牧野富太郎氏のごとき、まれにあるところの篤學者は、學歷をもたずして生れるものであると思ひます。かような優秀な學者がもし漏れるといふことになりましますと、國家の一大損失であると思ひますので、かような点につきましても、將來は十分の配慮あらんことを希望するものであります。

なお社會党からも申しましたが、第十條の区分につきまして人文科學部の哲學部門が、その包含しておる内容があまりに廣きに失するといふことを私も感じます。なかんずくその中に含まれましたところの教育學は、人を育てる根本に關連をもつところの學問といたしまして、一つの部門をもつだけの存在であると考えられるわけでありま

す。これは從來の學者間の分類によりまして、哲學部門に包含されることが當然であるといふことはお考えのようでありまが、將來につきましては、さらにこの点についての御検討を希望いたしますわけでありま

す。以上申し上げました諸点を、特に將來の制度運用の上に御配慮あらんことを希望いたしまして、賛成をいたします。

○鐵田委員 過去のわが國の科學者並びに科學界といふものは、行政、教育など、現実と遊離しておつたといふこと、並びに個々の學界における割拠主義といふ観点からいへば一つは敗戦國であるわが國の今日の立場といふものは、乏しい資源と、そして過剰なる人口、そしてまた狭い土地といふ、非常なる惡條件のもとに置かれまして、動搖不安な状態でありまが、この危機を脱却する途といふのは、ただ單に今日の表面に現われた、ささいな問題

のみを取扱うことによつて脱却できるのではなくして、より根本的に人間性の革新と、そして科學技術の振興といふことによつて解決されるものであると私は信じております。かかる立場からいたしまして、今回日本学術會議法ができましたことについて、この趣旨に全面的な賛成を表するものであります。以下二、三の希望條件を申し述べまして賛成いたしたいと思います。

すでに各委員から申されました希望條件のうちに、ほとんど包含されておるのではないかとと思ひますが、まず第一に、第一條第三号の、國庫負担の点であります。國家の財政が許す限りにおいて、極力多額の費用を國庫が負担するように努力してもらいたいといふこと。

それから第四條の問題、これは社會黨の方からお話がありましたが、科學技術行政協議會といふものの活躍、円滑なる運営に對して多大なる希望と期待をもつておるものであります。それから第五條において、私は質疑の際に申し上げたのでありますが、具體的な條項として、世界の學界との提携に關する方策といふものが具體的に表面化されておりましたが、特にこの点に留意していただきたい。わが國の立場といふものは、歴史的に、また自然的な事情において、科學においては世界の各國に比べて立ち後れておつたのが、わが國の偽らざる現状であります。關係上、特にこの点を私は強調いたしたいのであります。

それから第十條の問題、これもすでに申し上げた問題であります。今日政治、經濟、文化、社會各般にわたつて、非常なる激動期にあります状態

といたしまして、この分類の仕方は、むしろ過去の戦前の日本の学界のあり方をそのまま認めておる、少し古き立派であると思ひます。少し古きから新しい立場という点においては、学会においても、また一般の情勢においても、区々まち／＼で、まだこの点について安定を得ておらないという実情にやなかるかと思ひます。関係上、私はこの問題について、私個人といたしましては、自然科学、社会科学、人文科学、こういうようなわけ方をすることに賛成をしておるものであります。この点に關連いたしまして、別表の人員の割振りその他この区分の仕方という点については、今後慎重に研究し、大いに討論をして、新しい方向を発見していただきたいということをお願いするものであります。

最後に、会員の選挙の第二十一條の問題であります。私が先ほど質問をいたしましたことに對する御答弁のうち、大体学会の推薦制によるのだらうというようなお話があつたのであります。が、私のこの点について、一つ懸念いたしますのは、学会というものは師弟の關係において結ばれておるのであります。師弟の關係において結ばれておる学会において、この学会の推薦制というものは、ともすれば御老人のみがここに出てくるのではないかと懸念されるのであります。昔から新しいもの発見、あるいはいわゆる天才的な才能をもつておる人というものは、むしろ二十代、三十代において、その業績が完成されておるといふ事実に徴しまして、この点について新しい人、若いほうに能力ある人が出られるということをお願いしたいと思ひます。

す。ともすれば國費を使つて、過去のかつての日本の学会の弊害をなした學問の轍を踏む危險を感じております。關係上、この点に強く要望いたしまして、私は原案に賛成いたすものであります。

○松本委員長 久保猛夫君。
○久保委員 私は日本の過去の政治が、日本においてもそれ／＼日本學術の振興研究の機關があつたにかかわらず、平時においても、戦時においても、あるいはまた戦後においても、これを活用することを知らない政治であつたということ、非常に残念に思つておるのであります。日本の戦争前の科學の水準が、その頂点においては、さほど世界の學術の水準に劣つておるものではないかつた、こゝ言われておる。戦争にはいつて戦争科學になつても同様であつたと思つておるものでありますが、これをわが日本の政治においては一向平時産業あるいは社會福祉のためにこれを活用することがきわめて薄かつたのである。戦後におきましては戦勝國といわず、戦敗國といわず、相當文化の高い國におきましては、戦後復興のためにいかに科學技術の振興ということが頼つておるかということ、いまさら私が言うまでもありません。お隣りのソ連におきましては、すでにあの終戦後ただちに彼らが發表したソ連復興の五箇年計画の第三項であつたかと思ひますが、このことを掲げておるのであります。最近の記事によりますと、すでに食糧においても、寒地地においての食糧、稻のごときものの栽培に成功した。あるいはまたかつて不毛とされておつた砂漠地方における植物の栽培等に科學的研究を積んでおると

か、ましてや科學兵器等においてはこれは言うまでもないことであります。う。そういう努力を拂つておる。あるいはお隣りの中華民国においても、あの蔣介石が終戦後そういうことを言つておる状態であります。わが日本においてこそ戦後の産業復興、生産の増強という点から見まして、科學技術に頼らねばならぬということ、これは絶対的なものである。にもかかわらず、一向政治の上でそれがはつきりしてこないということ、私は遺憾に思つておるのであります。一昨年の議會においても、科學技術の振興に關する決議案というのを、衆議院で満場一致これを可決しておるにかかわらず、その後それがどういふ状態になつて現われてきたかという点においては、見るべきものがないのであります。私はこゝで／＼申しませんが、この學術會議法というものは、大体においてつばにできておると私は思つております。私はこゝした法案は第一に、いわゆる日本の学会の人が満足するやうな法案をつくるのが一番よい、こゝう考へ方をもつておる。學者それ自身が彼らの手によつて満足するやうな案ができたなら、それが一番よい、こゝう考へをもつておつたのであります。それを基礎としてわれ／＼はここに案を決定すればよい。今日議會において政治家がなすことは何であるかといへば、この學術會議法という立法がここにできたとしても、日本の過去現在の政治の狀態が、國民の科學なり技術なりを輕んずる傾向がある。輕んずるまではないかなくとも、これを政治の上で生かして、眞に日本をゆたかにするといふ立場から、これを活用しようとい

う政治意識がはなはだ乏しいことを私は遺憾に思つておる。その点においてこそ、われ／＼は努力すべきではないかと思ふ。そういうことを、このことについては考へておつたのであります。しかしながら學士院會員の選出の方法については、私の今述べたやうな考へ方からしますと、學士院會員の方で多少異議があつたやうに見受けられるのであります。この日本學士院の會員の選定の方法は、私の希望とすれば、さつき申しましたやうに、その當事者が満足するやうな法案をつくつてやることを根本的に私はこの案に對しては考へておつたのであります。そのした観点からしまして、この學術體制刷新委員會の日本學術會議設置準備委員長である兼重寛九郎という方から、芦田總理大臣あてに賞書が來ているやうであります。この賞書の趣旨によつて運営されんことを希望するものであります。

その他の点については私原案に賛成するものであります。

○松本委員長 これにて討論は終局いたしました。

ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

（議員起立）

○松本委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお本案についての委員會報告書の作成方に関しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと稱する者あり）

○松本委員長 それではさう御了承願ひます。

なお各党代表によりまする討論の中

で、第二十四條第四項の運営その他についての強い御意見がございましたので、その御意見を有効適切に活かしましたために、近く學術體制刷新委員會の代表者並びに日本學士院の代表者の方々をお招きいたしまして、當委員會としての強い希望意見を申し述べておきたいと思ひますが、この点につきまして御異議ございませんか。

（異議なしと稱する者あり）

○松本委員長 ではさうに決定いたします。

午前はこれにて打ち切りまして、休憩といたしたいと思います。

午後は一時から再開いたしまして、教育委員會法案についての審査を進めることにいたしますと思ひます。

なおこの際政府委員から発言の通告がありますからこれを許します。清水局長。

○清水政府委員 ただいま満場一致をもつて日本學術會議法案の原案につきまして御賛成をいただきまして、ありがとうございます。先ほど來各党の代表の方から種々に御希望かつ御意見が述べられたのでございますが、その各点につきましては、十分御意思のあるところを表現いたしますやうに、政府學會一体となりまして努力をいたしたいと考えております。

元來この法案の緣由いたしますところは非常に古いのであります。終戦後日本の学会をどうするかということ、は、学会自体においても、また政府におきまして、いろいろの方策を考へて論議いたしてまいつたのでございまして、先ほど久保議員からお話のありました議會において議決せられた科學

○久保委員 私の言うのは、たとえば懸案になつておる問題があるとか、臨時会をやつたついでに、あれも片づけようじゃないかという問題が実際は起ります。それを付さないということになるのであります。その事件に限るということがあります。前、前に定例会で十分でなかつた問題があつて、その次に臨時会を招集する必要が生じてきた。その事件は大体一時間か二時間で片づいた、ちようどよい機会だから前の事件をこの際会議にかけようじゃないかというときに「その事件に限り」という言葉がありますと、それはかけられないということになる。それでこの言葉は非常にこれを拘束するに思ふのですが、それを特に入れなければならなかつた理由を、そういう場合が起つてくるから実はお聞きするのであります。

○辻田政府委員 そういふお話のような場合に、それが非常に急を要するよふな場合においては三十五條の四項によつて、特に会議の議に付することができるとなつておりますが、それは急を要する場合でない事件については、定例会に譲るといふふうにしてもいいと思ひます。

○田淵委員 その事件というのは、前條に掲げられておるものを指すのですか。

○辻田政府委員 前條に掲げてあります事件であります。

○田淵委員 同條に示されておるのであればその事件と申してよいのでしうが、前條にある場合にはこれは私は言葉の不備ばかりを拾うようですが、ちよつと表現が不備なのではないか。

○辻田政府委員 私の説明が十分でありますんでしたが、三十四條の第三項の「会議に付議すべき事件」といふのは、この文章としましては臨時会の招集をする場合には、その内容がわかつておきますので、この臨時会に付せられるその事件という意味であります。

○松本委員長 では次に移ります。

第三十八條 教育委員会の議事は、出席委員の過半数で、これを決する。

○松本委員長 では次に移ります。

第三十九條 教育委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、会議に出席し、発言することができ。

○松本委員長 「その議事に參與することができない。但し、会議に出席し、発言することができ。」といふ意味は、議事の決議に參與することができないといふ意味と申すのですが、いかがでしょう。

○辻田政府委員 さういふでございませう。

○岡谷委員 そうすると議事には參與できるのです。そのことの意味は、発言して議事に參與することができる。議事に參與することができないとして、あとに「会議に出席し、発言することができ」とあるが……。

○辻田政府委員 三十九條にありますよふな事件につきましては、その事件自体の議事に參與することができないという大原則でありまして、ただその場合に、その会議に出席して意見を述べるとか、あるいは一身上の弁明をするといふようなことはできるという意味であります。

○岡谷委員 会議に出て発言して意見を述べれば、議事に參與するのじやないですか。そのところを聴くのです。そうすると前段の文章と矛盾を來すじやないですか。

○辻田政府委員 議事に參與するといふ意味は、表決権まで行使するといふふうに解釈いたしました。この議事の參與の中には、表決にも議決にも參與するといふことを含めた意味にとつておるわけでございます。

○松本委員長 これはこうではないのですか。議事に參與すると書いてあるが、意見があるなら出席して発言するけれども、終始その議事に參與するわけにはいかないのじやない。參與といふことは、そういうことではない。決議に加わることができないといふ意味ではないように解釈されるのです。だから意見があるなら意見を陳述できるが、始終議事に參與しておるわけにはいかないといふふうに解釈されるわけではないのですか。そのところをもう一度お尋ねいたします。

○辻田政府委員 ただいまお話がございました。したうな意味に解しております。

○田淵委員 蛇足でありまじうが、私はこの規定はこれでいいのだらうと思ひます。議事に參與するといふことは、一人の議員がその会議において認められることなのです。従つてこれの発言といふことは、會議としては無視することはできないのであります。ところが議事に參與しないで発言するといふ場合は、これを無視する、しないは、その會議そのものの判断一つでございませう。そういうことだから、私はこの規定はこれでいいじやないかと思ひます。

○松本委員長 では続けます。

第四十條 教育委員会は、會議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。

2 この法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の會議に関する事項は、會議規則でこれを定めることができる。

御質疑ございませうか。

○松本委員長 では次に移ります。

第三節 教育長及び事務局

第四十一條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

ておつたのですが、その点どうなつておるのですか。

○辻田政府委員 「別に教育職員の免許に關して規定する法律」と申しますのは、新しく教育職員免許法というやうな法律が近く予定されておるのでございませうが、その中には、大学の先生以外のすべての先生につきまして、免許に關する規定ができるわけでございます。それは学校教育法に根據があるわけでありませう。従つて一應教育職員免許法には、本体として教育職員の免許に關する規定が大部分を占めるのであります。この教育長はその専門的な知識、技能をもつておられなければならぬという教育長の性格から考えまして、教育職員の免許法にその資格なり免許について必要な規定を設けることが妥當であるという考えのもとに、目下研究いたしております教育職員免許法には、そのことを考慮してあるわけでございます。従つてその法律ができますならば、それではつきりいたすわけでございます。ただその法律ができますまでの措置といつたしましては、別に附則の方の八十二條に適當な規定を若干加える必要があると思ひまして、政令で定める資格を有する者の中から教育長を任命するといふやうな規定が必要であると思ひます。

○辻田政府委員 「別に教育職員の免許に關して規定する法律」と申しますのは、新しく教育職員免許法といふのは、まだしつかり定まりませんので、法案の内容につきまして今詳細に申し上げることは困難でございますが、ただ教育長として必要な免許状を規定することになると思ひます。従つて小学校あるいは中学校の先生の免許状があればだれでも教育長になれると言ふのではなくて、むしろ教育長としてこの資格が必要である、この者にはこの免許状を與えるといふことになる予定でございます。

○松本(七)委員 さつきの局長の答弁では、はつきりした教育職員の免許法ができるまでは学識経験のある有能な者を登用することができると解釈してよろしゅうございませうか。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

○松本委員 次に移ります。

か、そういう点から必要な部課を置くという規定でいいじゃないか。この点に關する政府の御意見を伺いたい。

○辻田政府委員 有力な修正案として會計課及び土木課を置かない、あるいは置いてはならないというふうな規定をすべきであるということについての意見でございますが、おそらくその趣旨は、推察いたしますところ、會計課とか土木課というふうな比較的その教育に直接的には關係が薄く、いわば技術に屬するような課については、あるいは場合によつたら、縣であれば縣のそういう課等と連絡してその技術を活かすというふうにするればよいではないかという趣旨からではないかと推察されるのでありますが、お話の通り、必要な部課を置くことは認められておるわけでございまして、必ずしもそういう規定は必要でないと思つてございします。ただ實際の事情としては、必ずしも會計課及び土木課というふうな名前をのぞく、この委員事務局に置く必要はないのでございまして、必要な仕事ができればよいわけだと思ひます。従つてなお分析して考えますと、會計課について申しますと、會計課に關しましては、その出納事務は出納長または収入役が掌ることになつておりまして、委員会においては、それに対して支出については命令をすることができまゝです。従つてそういう意味において、會計課というものを特別に置く必要がないというふうに考えたのであらうと思つてあります。

○松本(七)委員 そうすると、かりにこの四十四條の中に會計課及び土木課を置くことは許されないという規定がはいつても、實際の運営にあたつては差支えないという御意見ですか。

○辻田政府委員 結論としては、さうでございします。

○水谷(昇)委員 ただいまの局長の御答弁によりますと、支出の命令を出すことができるというふうに言われたのであります。會計課を置くことができないというのであります。そこでこの委員会は支出命令を出納長に出す権限があるかないか。あるとすれば、そういう規定はどこにあるのか。それからその決算についての責任はどうなるのか。またその規定はどこにあるのか。その点を御説明願ひたいと思ひます。

これにつきまして、四十五條の事務局長の職員の中に建築その他必要な事項について専門職員を置くということになつてゐるのであります。従つて必ずしもこれも名称としての土木課というふうなものを置く必要はないかもしれませんが、学校建築その他の事項について専門的な職員がおりまして、それによつて適當な実施並びに指導の面に當ることは、當然なければならぬと思つてゐるのでございします。

○松本(七)委員 そうすると、かりにこの四十四條の中に會計課及び土木課を置くことは許されないという規定がはいつても、實際の運営にあたつては差支えないという御意見ですか。

○辻田政府委員 結論としては、さうでございします。

○水谷(昇)委員 ただいまの局長の御答弁によりますと、支出の命令を出すことができるというふうに言われたのであります。會計課を置くことができないというのであります。そこでこの委員会は支出命令を出納長に出す権限があるかないか。あるとすれば、そういう規定はどこにあるのか。それからその決算についての責任はどうなるのか。またその規定はどこにあるのか。その点を御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 ただいまお尋ねになりました点につきまして、まず委員会が出納長または収入役に支出を命令することのできる規定でございしますが、これは五十九條にございまして、その所掌にかかる相當の範圍内で、支出を出納長または収入役に命令することができることになつております。それから次に、決算の問題でござい

ますが、これは五十八條に予算の執行という規定がありますが、この五十八條によりまして、地方公共團體の議會において予算を議決しました場合には、その地方公共團體の長は、教育委員会の所掌にかかる予算について、当該教育委員会に配当しなければならぬということになつております。すなわち、地方公共團體の長が委員会に配当をいたしまして、その配当の範圍内において教育委員会は支出するのであります。従つて決算につきましては、配当の責任を地方公共團體の長がもつております關係から、當然決算についての責任は、地方公共團體の長がもつてゐることになつております。

○岡谷委員 そうすると、万一出納において不正な事件等が起りました場合には、支出命令は委員会が出す。しかし万が一不正その他のときの責任は町村長が負うというふうに解釈してよろしうございしますか。

○辻田政府委員 五十八條の配当の意味でございしますが、これは予算の執行権を当該教育委員会に委任したという形になるのであります。従つてその委任した地方公共團體の長が、あくまでも最終的な責任をもつてゐるわけでありまゝです。

○織田委員 「教育指導に關する部課」とありますが、どの範圍までの教育指導をやるうとしておるのですか。

○辻田政府委員 教育指導に關する範圍でございしますが、これは四十五條に「事務局の職員」としてありまして、そこに指導主事以下のことが書いてあります。この指導主事は純粹の学校の指導に當るのでございまして、人事その他の行政事務には携わらないのでございします。従つて教育内容につきましても一種の助言をするというふうなことに相なると思ひます。

○松本委員 質疑はありませんか。次に移ります。

(事務局の職員)

第四十五條 都道府縣委員會の事務局に、指導主事、教科用圖書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2 地方委員會の事務局には、都道府縣委員會の事務局に準じて必要な職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共團體の條例で、これを定めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員會が、これを任命する。

第四十六條 指導主事は、教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條 教科用圖書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する専門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わなければならないことである。

御質疑はありませんか。

○久保委員 四十七條ですが「特殊な事項に關する専門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わなければならないことである。」と、こうなつております。これは小学校、中学校關

係、あるいは高等学校關係の専門職員がおるだらうと思ひますが、實際問題として地方教育委員會で専門職員を任用する場合に、その区域内で適當の人が求められないというふうなことが起つてくるだらうと思ひます。そういう場合には、やはりその区域内に轉動してもらつて、その学校の中に籍を置かねばならないのではないかと思ひます。が、いわゆる經費關係、經費の負担など、その辺はどうなるのですか。

○辻田政府委員 お話のようなことが起ることはあらうと思ひます。ただその前に申し上げますが、この地方委員會におきましては、必ずしも全部の専門職員をそろえなければならぬことではありません。しかし、そろえる場合におきましては、ただいまお話のございましたようなことも起ると思ひますが、その場合には、甲の委員會と乙の委員會と申しますか、教員の勤めであるところの地域の委員會と、これを専門職員として頼む方の委員會との両者がよく相談いたしまして、經費の關係とか、あるいは勤務の關係とかを相談して、実施ができると思ひます。四十九條十三号に「教育事務のための契約に關すること。」とありますが、この両者の構成團體あるいは委員會間におきまして契約を結びまして、そこで話し合ひがつけば結構だと思ひます。

○水谷(昇)委員 専門職員に教員がなつたときには、俸給のほかには手当をつけることができるかどうかということと、それから「教科内容及びその取扱」とありますが、教科内容をどうするか、ちよつと意味がわからぬと思ひます。説明してください。

○辻田政府委員 まず手当の問題でござい

ございますが、手当てにつきましては、出すことがいけないという規定はないのであります。従つて俸給のほかに必要な場合は、もちろん手当を出すこともできると思ひます。第二の問題の教科内容及その取扱とありますが、これは基準の大綱につきましては、文部省と申しますか、中央の教育行政機関できましてそれを地方にお示しする。そのお示した内容の範囲内において教科内容をその土地の事情に合わせるように適当に取扱選択いたしまして、それによつてその土地の事情に合うような事項を採用するというようなことの仕事をもちておるわけでございます。従つてその取扱について個々の場合の取扱いと、その地域全体を統轄する取扱と、というようにことにつきまして、やはり専門的な知識技能が必要でございますので、そのために専門職員を置くというようにしたのであります。

○水谷昇委員 私もそういうふうに想像しておつたのであります。それならば教科内容の取扱選択とか何とかいう文句をここに入れないければ、意味をなさぬのではないかと思ひますが、いかがですか。

○天城説明員 「教科内容」という言葉は、いろいろ解釈があるようでありまして、われわれの解釈といたしましては、ここに言つております教科内容は、各教科の教材を系統的に配列した、いわゆる教材構成という意味に考へております。教材構成は、全国につきましましては國が定めた学習指導要領等によりまして、最低基準を定めてございまして、これにその地方々の特殊性を加味いたしまして、具体的に

定めるわけでありまして、それをやるのが教育委員会の任務だと考えておるのであります。

○水谷(昇)委員 いずれにいたしましても、「教科内容」というただけでは、その内容をどうするかということとはわからない。たとえば「教科用図書」の検定」といへばわかる。「採択」ともわかつておりますが、「教科内容」だけでは意味がわからぬと思ひます。その構成から構成、取扱選択なら取扱選択という言葉、ここに入れないければ、はつきりしないと思ひますが、どうですか。

○辻田政府委員 お話の御趣旨はよくわかりました。今の点は私たちがいたしましては、四十七條を碎いて申しますと、教科内容に関する専門職員、あるいはその教科内容の取扱に関する専門職員というように「関する」ところに専門職員をもつていきましたために、そういうような教科内容に関する専門職員でわかるような気がいたすのであります。

○田淵委員 ただいまの質問は、そういうのではないと思ひます。教科内容に関する「関する」と「関する」に続くのであります。教科内容に関するという言葉がわからない、そういう質問だと思ひます。教科内容に関する専門職員というだけでは、それは内容のことに関してあれこれする職員だということになるのであります。これは否足らずの言い方だというふうに私は思ひます。そういう質問だと思ひます。が、私からも重ねてお尋ねいたします。○辻田政府委員 重ねて申し上げますが、教科内容に関する専門職員でわかるというふうに解釈したために、こういうふうな規定になつたのであります

が、その教科内容に関する専門職員ではわからないということございまして、たならば、その点は適当にわかるようにしなければならぬと思ひます。

○松本委員 では次に移ります。

第三章 教育委員会の職務権限

第四十八條 都道府県教育委員会は、都道府県設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該地方公共団体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する。

第四十九條 教育委員会は、教育長の助言と推薦により左の事務を行う。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の運営及び管理に関すること。
- 三 教科内容及その取扱に関すること。
- 四 教科用図書の採択に関すること。
- 五 教育公務員の任免等に関する法律(昭和二十三年法律第 号)の規定に基づき、校長及び教員の任免その他の人事に関すること。
- 六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 七 教員その他教員関係職員の組織する労働組合に関すること。
- 八 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の管理、保全の計画及びその実施の指導に関すること。
- 九 教員その他の設備の整備計画

十 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

十一 委員会の所管に係る歳入歳出予算に関すること。

十二 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。

十三 教育事務のための契約に関すること。

十四 社会教育に関すること。

十五 校長、教員その他教育職員の研修に関すること。

十六 証書及び公文書類を保管すること。

十七 教育の調査及び統計に関すること。

十八 その他法律に別段の定めのない、その所轄地域の教育事務に関すること。

○松本(七)委員 前後して恐縮ですが、四十八條でちよつと質問したいことがあるのでお許し願ひます。四十八條でも有力な修正意見が出ております。それは、「当該教育委員会間の取極により、都道府県の新制高等学校を地方教育委員会に、又市町村の新制高等学校を都道府県教育委員会に移管することについて規定する」としたかどうかという意見が出ております。これについて政府の意見を求めます。

○辻田政府委員 四十八條に対して有力な修正意見がございまして、この点に關しましては、一應文書の上では当然のことをつたつてあるように思ひますが、必ずしもわが國の法制としては必要ないのではないかとこのように思ひます。しかしこれはどうい

う規定がありましても差支へはないと考へます。

○織田委員 私はこの第三章の教育委員会の職務権限というものは、第二章と交代になるべきではないかと考へるものであります。この教育委員会の事務を見ますときに、大体今日の縣廳の学務部なんかやつておることとそう変わらないことであつて、この教育委員会法案が提案されておる第一條の「教育が不当な支配に服することなく」という、この中には、私は最も被害をこうむつたのは教育者みずからではないかと思ひます。教育者みずからが不当な支配を受けておつたというところを感じるのであります。眞理とか正義とか、その時々の流れを超えて、より高いものを求めていかなければならない教育者がその時々の権力者に右顧左眈し、その時の権力者に常に使われてきており、また一々教える内容に至るまで指揮命令されて、教員は一個の道具にしかすぎないというのが過去の事情であつたのではないかと思ひます。そういう点を考へてみましたときに、教育の内容とか運営とか、教科内容の選択とか、こういう権限を教育者自身または教育者の団体に委譲しなければならぬのではないかと考へておるのであります。この四十九條をながめてみますと、ほとんど今までのあり方とちよつとも変つておらないと感ずるのであります。が、この点について答弁を願ひます。

○辻田政府委員 四十九條の各号は教育委員会の指示事務についてうたつておるわけでありまして、この根拠はもろろん本法案の第四條を基礎としてやつてきておるわけでございます。従つ

てこの教育委員会が行政機関として事務をとる場合には、こういうふうな事項について事務をとるといふことを規定したわけでありまして、今まで教育者が抑えられておつた、それについて不当な支配に服しないように適當な方法を織り込むべきだといふ御趣旨はよくわかりますが、ここでは事務の面から見ました教育委員会の仕事を書いておるので、その点は矛盾しないと思ひます。

○**織田委員** そうすると逐條的に質問いたしますが、まず第一番に「教育長の助言と推薦により、左の事務を行う。」とありますが、教育長の助言と推薦がなければこれ以下の事務が行えないわけですか。

○**辻田政府委員** さうでございます。○**織田委員** そうすると非常にこれは教育長の権限が強くなつて、委員会の委員会の委員の委員といふのは権限が弱まると私は考へるのです。教育委員会がこういう問題を取上げるときに、別に教育長の助言と推薦といふこの項目は必要ないと私は考へるのです。続いて第一号並びに第二号は教育委員会の所管事務としていいと思ひますが、この前の四十七條で「教科内容及びその取扱」といふのが問題になりましたように、この第三号の「教科内容及びその取扱に関すること。」及び第四号の「教科用図書」の採択に関すること。「この事項は教員あるいは教育者団体に委譲していい。教育委員会はむしろその基礎的な、設置とか管理とかいう方面に携わるべきで、教科の内容とか運営とか、図書の採択、こういうものは教員あるいは教育者団体に

委譲していいと考へるのであります。が、この点御答弁願ひたいと思ひます。

○**辻田政府委員** 四十九條によつて教育長が強くなら過ぎて、教育委員会の委員はかえつてロボットの存在になるのではないかと御心配でございますが、この点につきましては、たびたび申上げますように、教育委員会が絶対の権限をもつておるわけでございます。要するに専門的な立場から教育委員会に意思を決定されます場合は補佐的な役割をするというだけでございます。必ずしも助言といふが、助言し推薦をしなればならぬませんが、その教育長の原案通り教育委員会がのまなければならぬといふことではないのです。従つて教育委員会の会議におきまして、教育長が原案を出す場合もございまして、また委員会の委員の方から原案を出されることもあると思ひます。その場合に専門的な立場から教育長が助言と推薦をするといふことであつて、その点は必ずしも教育長が原案をつくつて、それを教育委員会がうのみにするといふようなことではない。教育委員会は、地方の教育行政に関しましては、最高の執行機関でございます。その点を御了承願ひたいと思ひます。

それから次に四十九條の第三号、第四号の問題につきましてお尋ねでございますが、三号につきましては先ほど四十七條のときに申しましたような趣旨でございます。その意味は先ほど申しましたような趣旨でございます。ただ三号、四号のようなことは教育者自身に任すべきではないかという御意

見でございますが、この点は最終的には教育者が自身で定められる問題かと思ひます。しかし國として一定の基準についての大綱を定めまして、その範囲内におきまして、また地方々々によりまして、それ／＼その地方の事情に合うように内容をきめまして、それを今度児童児童あるいは生徒に対して教育をする立場におきましては、先生がその範囲内において適當に取捨選択して教育をなさるわけでありまして、この地方を一九とする教育内容あるいはその他取扱い、あるいは教科書、教科用図書の採択といふようなことにつきましては、教育委員会であるのが適當だと思ひます。なお、この教育委員会におきましてそういう事務を行います場合には、特にその道の専門家を煩わしまして、その意見を十分聴いてやります。また必要な場合には教員の方にも加つていただいで実施することになりますので、その点は実情に合うような取極めができるのではないかと考へるのでございます。

○**黒岩委員** この法文を通じて考へますに、監督の責任者といふものが一切ないようになつております。命令とか監督とか、民主主義の社会では好ましいものではないと思ひます。それども、秩序を維持する上には必要なものではないかと思ひます。委員会が任免その他の人事を行うといふことはあります。それが、それは事務であります。校長を任命する場合に、それが適當であるかといふことを決定することはできないと思ひます。それが適當であらうといふことがござつて、その事務をとるのが教育委員会である。かような解釈をいたしますときに、その決定をする

権限は一体だれがつか、その点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○**辻田政府委員** まだ提案理由の御説明をいたしてないのでございまして、第五号に規定してありますように、教育委員の任免等に関する法律案が國會に提出されておりますが、この教育公務員の任命等に関する法律案の内容に、そのことについて書いてあるのであります。それによりまして、教員の資格をもつておる人といひますか、教員の免許状をもつておる人々につきまして、教員の候補者名簿といふふうなもの、教員の志願者名簿をつくりまして、その志願者名簿の中から教育長が適當だと思ふ人について案をつくりまして、委員会に提出するのであります。その委員会におきましては、その点を十分審議いたしまして、それに対して是であるか非であるかといふことをきめまして、適當に処理されるわけでございます。

○**黒岩委員** 手続のことはわかりましたが、教育長に監督の権限はないと思ひます。しかしながら任命をする権限は別の法律によつて定められておる。かりに校長や教員の中に不祥事が発生した場合に、それがはたして服務に関する規定に違反するかどうか、またそれを不祥事として認定することが適當であるか否か、かような問題について取扱ひ権限はどこにありますか。

○**辻田政府委員** 教員につきましては、教育公務員の任免等に関する法律の中に、その服務に関することについて若干の規定がございまして、この服務に反するような場合が起つたときにおきまして、それをどういふふうに処置するかといふことにつきまして

は、教育委員会が任命権者となつておりますので、その教育委員会自体がそれぞれ適當に処置するわけでございます。

○**黒岩委員** 臨時に学校を閉鎖するやうな事態が起つた場合に、命令を出す権限はどこに規定されておりますか。

○**辻田政府委員** ただいまお尋ねのやうな事件につきましては、学校教育法にその根拠の規定がございまして、たとえば法令の規定に故意に違反したときとか、法令の規定により監督廳のなした命令に違反したときとか、六箇月以上授業を行わなかつたといふやうな事項があらつたときには、学校の閉鎖を命令することができる規定になつております。これは学校教育法の十三條に規定してございまして、

○**黒岩委員** 法に違反したときはわかりましたが、たとへば傳染病が発生したとか、それから天災その他の事變によつて、あたりのまへの授業を行わなければならぬ日に授業をやめるといふやうな場合の命令であります。それが教育委員会において発することができるといふか、その規定であります。

○**辻田政府委員** ただいまお話のやうな事項が起つた場合には、教育委員会が処置ができるわけでありまして、

○**黒岩委員** それらが法律に定めるところによつて命令や監督ができるという、その表現がどこかになければ、この法を見ても「事務を行う」といふだけだと思ひます。そこらの点についての御意見はどうですか。

○**辻田政府委員** 教育委員会制度の根本といたしまして、相互の教育会間におきましては、特別の事項を除きまし

ては、命令とか監督とかいうふうな関係は規定していないのでございまして、そういう意味において対等と申しますか、平等と申しますかの地位にあるわけでございます。従つて人事等においても、従来と異なりまして、府縣の委員会と地方の委員会との間におきまして、上下の關係はないわけでございます。従つてその委員会自身がこれを処理するというものでありまして、委員会が民主的に選出された委員をもつて構成され、それに特別の場合以外は全權を任せるという建前になつておるわけでございます。従つてたゞいまお話のような場合が起りましたときには、一つ／＼の具体的な事項について、こまかく規定してはありませんが、四十九條の第十八号のところに、特に法律で別段の定めがない場合には、その所轄する地域の教育事務に關することは、一切この教育委員会で事務をとるといふことをうたいまして、それでその他の／＼の事項がございしますが、その場合にはそれによつて処理するという考えでございます。なお四十九條の権限の根拠は、この法案の第四條に基きまして、そこで教育委員会が教育事務を管理し、執行するといふところに根拠があるわけでございます。

○黒岩委員 十八号にあります「その所轄地域の教育事務に關すること」といふこの教育事務の中において、今私が質問したことについて、従来命令と解しておつたような事柄についても、教育委員会に行くと解釈してよろしゅうございしますか。

四十七條の専門職員には教員をもつて充てることができるというこのみに限ると見ております。父兄代表としての委員は、父兄側の意思の反映は十分にできるだらうと思ひますが、現職の教員が委員になることはできないといふような規定でございますから、教員全体の意思表示をこの委員会の中へ反映させる必要がありはしないかと思ひます。この点についての御見解を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 お尋ねになりました事柄の第一の点の傳染病その他が起つた場合に、これについて緊急に命令をする必要がある場合に、四十九條の十八号の規定だけで十分であるかというお話でございます。この点につきましては学校教育法の方にそういう場合の規定があると思ひますが、後ほど條文を御説明いたします。それから次に現職教員の總意を委員会の仕事の上に反映すべきではないかというお話でございますが、その点もごつともなことで存するでございます。教員の結果した總意はどこに出でるかということにつきましては、にわかに條文的に説明することは困難でございますが、教育者が委員を選挙される場合に、最も適當だと思はれる委員につきまして、選挙権を行使する場合に、一つの意思表示ができるということがあると思ひます。なお次にたゞいま御指摘がありましたように、四十七條のところで専門職員を教育が兼ねることができるのであります、そのときに教育者としての専門的な立場から、十分意思を反映することができると思ふのでございます。

員を選挙するということで、教育者の意思が委員会の仕事の上に十分に反映するとは、私は解釈できぬのであります。これは大体において信頼できる人物といふことは、選挙によつてわかりますが、個々の問題について教育者の意思を反映させるような制度にはなつておらないのです。ただ労働組合の立場において、団体交渉その他適當な労働組合法に許された方法においての交渉は可能であります。ところが現状から考えますと、そうした労働組合法に基く交渉のみにこれを任すことによつて、弊害が予測せられる点はないか。權利を主張し合つて、委員会と教育者団体とが対立をするおそれはないと思ふかどうか、この点についての御見解を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 四十九條の第七号によりまして、教員その他教育関係職員を組織する労働組合に關しては、その交渉相手になるわけでございます。この場合に組合関係だけを通過して、必ずしも教育者全体の意思がそのままわかるかどうか。また組合以外の活動もあるわけだから、その点についてどうかというお尋ねと解釈いたしました。申し上げますが、その点につきましては、もちろん組合関係のことはこの第七号で適當に処理されると思ひます。ただそのときに教育委員会と組合とが相対立するようなことは、われ／＼としてできるだけ避けたいと思ふのであります。その点につきましては、それぞれ事務局を構成しております指導主事以下その他の人々が常に教育者のことにつきましては注意を拂つておりまして、この間に十分教育者の意思が、教育者が助言と推薦をなします場合に、その重要な資料として提起されることを予想しておるわけでございます。

○黒岩委員 労働組合としての教員組合は、主として経済のことに關して、使用者側としての委員会と交渉することができると思ひますが、文化面に關しての交渉というものは、この法律だけでは、機關として認められておらぬわけですね。ところがその経済の問題から考えましても、予算を出すことはできるけれども、決定権は議會にある。提案権もその自治体の長にある。提議する力も教育委員会にはもつていない。やどり木のような教育委員会は、その使用者としての責任を完全に盡し得ないと思ひますが、その点についての御見解を承りたい。

○辻田政府委員 御指摘の通り、この教育委員会が財政権につきましても完全な獨立をいたしますことが理想でありまして、その場合にはあらゆることについて一元的に教育者のために種々のことができることであらうと思ひますが、今日の状態におきましては、この教育委員会がただちに財政の方面につきましても完全に獨立するといふことはつきましては種々の困難がございします。その点につきましては改善の措置をとりまして、本案の五十五條以下にありますような予算の措置をとつて、しかもそれについては普通の予算の編成の仕方ではなくて、特別のやり方を採用いたしまして、それによつて教育委員会の權威と申しましようか、できるだけの獨立性を確保しようか、ということをお考えたのでございます。

従つてこの場合にいろいろ話し合ひました結果、どうしても教育委員会とそれらの地方公共團體の長との間に意見の相違がございまして、しかしその意見の相違につきまして、地方議會におきまして、むしろ地方公共團體の長の意見を採用するといふふうなことになる。またした場合には、お説の通り教育委員会の立場から申しますと、喜ばしくない事態が起ることも予想されるのであります。しかしこれらにつきましては、その事前におきまして、議會から出ております委員等が中に入りまして斡旋して、適當なところに定めるようになしたいと思つておるのでございます。

○黒岩委員 希望的に申されるので、その御希望通りにいけば、これは何も問題はありせん。しかしながら制度を定めるときには、最悪の場合にも十分それを解決できるような制度をつくらなければ、制度としての意味が非常に薄いと思ひます。かりに教員が増俸の要求をしたときに、使用者としての教育委員会が、その要求に対して確たる使用者としての回答をすることは困難だと思ひます。その場合に一体相手となるものは教育委員会であるが、實権はその背後にある手の届かないところの自治体の長とか、あるいは議會とかいふものにあります。そうすると教育は要求いたしましたけれども、のれんと腕押しのようなかつこうになつて、とりつく島がないといふことになりはしないかと思ふ。不幸にしてそうになりましたときに、委員会自体も、中にはさまつて苦慮しなければならぬし、教員の方も大いに不満をもち、遂に爆発するような事態が惹起されて、ストライ

キを起すようなことも、今日の情勢では頻りに起る心配があると思ひます。こういう点について、いさし当局として、もう少し心配のないように、この法案をつくるに何かお考えになつたことはなにか。余儀ない事情によつてこつたものかもしれないが、その前にあなた方がおつくりになる場合に、何かお考えになつたことがあれば、お聴かせ願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 先ほどから申しますように、財政権の完全な独立ができていないことは、この委員会制度の欠陥だと思ひます。この点につきましては、われ／＼としても、はなはだ残念であります。そこで規定は本案のようになつておりますが、文部省といつたしましては、目的税としての教育税についても研究しておりますし、また学校財政法というような法案も考へて、國と都道府縣と市町村等における教育費の財政区分につきまして、一定の比率を設け、それによつて地方に適當に教育費を流していくといふことが、教育費に対する財源を與えていくことを研究しておる次第であります。

○黒岩委員 文部当局がそれだけの御苦心を拂はれることについては、まことに敬意を表します。しかしながら、そうしたお考えを具体化してこの法案と併せて提出するのではなければ、この法案提出の意義がはなはだ少くなる。福根を將來に残すような法律ができますれば、教育者並びに一般の國民にもはなはだ迷惑をかけることになりまから、われ／＼はこの点審議について慎重に考慮しなければならぬと思ひます。ところがこの法案の成立が非常に急がれておるといふことも一

面聞くわけでありま。しかしながらこれをこのまま通しては、まことにわれわれの職責が盡せぬと思ひます。それであなた方はこの法案の國會における一應の成立を希望せられるのであるか否か。また今お答えになりましたような欠陥を補足する法案を、續いてお出しになる運びになるか否かをお聴きしておきたいと思ひます。

○辻田政府委員 教員の民主化がだんだん經濟的には、形の上では進んでおりますが、その中軸をなします教育行政の民主化が非常に遅れておりますので、一刻も早くこの法案をお認め願ひまして、教育行政民主化の実現をはかりたいと念願する次第であります。いろいろ御指摘がありましたが、財政との關係におきまして、必ずしも完全ではないと思ひますが、改善の措置をとりまして、できるだけ委員の独自の自主性を確保することに努めます。ただいま研究しておりますような事項について、すぐ次の國會に提出されるかどうかにつきましては、はつきりしたことを私から申し上げることはできないのでありますが、学校財政法の問題につきましては、眞剣に研究しておるのであります。關係方面とも折衝の段階にある実情であります。

○久保委員 今辻田局長の黒岩委員に対する御答弁で私は非常に喜んだのであります。この法案の大きな欠陥は、この委員会法が財政的な予算面において、確固たるものをもつておらぬという点に大きな欠陥の一つがあるといふことは、前にわれ／＼の指摘したところでありま。その当時の政府委員の答弁は大臣であつたかどうか覚えませんが、非常にあいまいであつた。し

かし今卒直に自分もそう思うといふことを言われたようでありま。私はそれであつてはいいのでありまして、われわれが前にいきり立つて質問したりしましたのは、何だか政府委員の答弁の中に、われ／＼は國を憂へる氣持で言つておるのに、こういうものを通過していいのだという氣持が見える。たとえばこういうことをやつたら絶対うまいことはいかぬと言つて、絶対というものはありま。言つておる。われわれははつきり現実を見てもを言つておる。こんなものをそのまま通過したのでは、実にたいへんと思ひます。

それは實際國を憂へてのこと、教育を憂へてのことなです。そう思つて今までの委員会に臨んでおるのに、どうもそんなことはないといふような態度があつて非常に不満であつた。今の黒岩委員へのそうした御答弁はたいへんよかつたと思ひます。さて四十九條に移りますが、四十九條のうち一番問題になる点は一行目にあると思ひます。つまり教育委員会が事務を行うのに、教育長の助言と推薦を前提條件として行われなければならぬといふことになつておる点だと思ひます。この点がはつきりしなければ、われ／＼が前に一般質問のときに言つた通り、これは事務局を非常に強化して、委員会をロボット化するおそれが多分にあつて、過去の官僚といふか、内務官僚並びに文部官僚關係の者から、教育界が非常に不当な圧迫を受けたという弊をそのまま残すことになつたのをわれ／＼はおそれるのであります。これはさきに問題になつた四十二條の教育長のところで、「教育長は、

教育委員会の指揮監督を受け」と、こつたおるのだから、何もここに今度教育委員会がこれを前提として定めれば事務を行へないといふような規定を設ける必要はないのであります。それをことさらに「教育長の助言と推薦により」と、この言葉を入れたところ、いかにも官僚的なところがある。いかにも教育長の地位を強くしようとしたところがある、私は思ひます。この点の四十九條だけで言つてそれが端的に現れておるのはそのことですが、さかのぼつて考へてみますと、たとえば九條の選挙の場合に、どうしても現職教員に被選挙権を與えないとすること、あるいはまた専門的な教育がわかる者は委員会に望まないと、一人二人といふ小人数でもあまり好ましくないといふ考へ方、そういうのがあつて、そしてこの四十九條では教育長といふものの地位を強ひものにしておる。これは私にきわめて大きな問題だと思ひます。何も「教育長の助言と推薦により」といふ、この二句をこに入れる必要はないじやないかと思ひます。あります。どうしてこれを絶対に入れねばならなかつたか。私はその点を今黒岩委員に財政問題で満足する御答弁をやられたように、眞にあなたがどう考へておられるか、その点を卒直に聴きたいのであります。

○辻田政府委員 教育長に相當の権限を與えてあつて、教育委員会がロボットになるのではないかと、御心配が、皆様方の方にあられたようでありま。これにつきましては、教育委員会の建前が、先般から繰返して申し上げますように、教育委員はいわば教

育に對して見識あり関心をもちておるりつば人の合議体でありま。しかし教育には素人である。それで教育長、いわゆる素人の方が、専門的な立場から補佐するといふことであります。従つてこの間においては、はつきりした上下の關係があるのであります。教育委員会がロボットになるかならぬかといふことにつきましては、これは結局は場合によつては人の問題に歸するやうなことになるかもしれま。が、われ／＼といつたしましては、制度の上では上下の關係をはつきりいたしておるつもりであります。従つて四十九條の「教育長の助言と推薦」といふことが、教育委員会の事務を行います場合に必要の條件であります。しかし先ほど申しますように、教育長の原案を教育委員会が審議するといふ場合もありま。したが、そうでない場合、すなわち教育委員会自身が提案し、教育委員会の委員自身が議決することもあるわけございまして、ただその場合に、素人の意見を聴く、素人の助言を聴くといふのであります。従つて教育委員会制度の根本的な建前といつたしましては、教育委員会と教育長との關係は、右申し上げたやうなことになつておるのであります。その間に、この制度はわが國としても初めての制度でありますから、この円滑なる運営につきましては、われ／＼といつたしまして、また關係方面すべてにおきまして格別な御協力を願つて、円滑なる運営を期待し得るというやうに信じているわけでございます。

○久保委員 私は教育長なり、事務局の助言が必要でないと言つたのではないのであります。どうしても教育長ある

いは事務局によつて事務をやらせるのでありますが、それならそれとして、やはりその法律としての表現のしようがあると思う。この表現によると、あまりに教育長というものの地位を擁護しておる、こういうような感じを私は受けるのであります。しかしこれはまた総合的にそういう感じを受ける点が多々あるものですから、ここで議論をしても盡きないだろうと思うので、その点はさらに質問はいたしません。

さて第二号であります、学校の運営に関する点については、どういふことを考えておられますか、これについて少し承わりたいと思います。

○辻田政府委員 ここで第四十九條の第二号に運営及び管理というふうな使われ方をしておりますが、これは管理の方におきましては主として物的管理の面を考へており、運営の方は物的以外の教育活動を考へております。

○久保委員 管理をするというところは、もう当然なんです。学校の運営というところは教育内容全般にわたることであつて、きわめて重大なことであります。大体学校というところは、校長、職員並びに教育事務に當つている人もありますが、ことごとく教育を理解する人の集りである。しかも教育の営みというのは、いろいろの法令に基いたその範囲の中の活動であつて、なお具体的に言いますと、教科書というものがすでに規定されておつて、その最も有力な教科書によつて教科課程というものが営まれる。だからその学校の教育活動というものの運営というものは、これはその学校に任せていいものであると私は思うのであります。それで、あえて私は管理のことをお尋ねせ

ずに、運営という点について聴きたいのであります。この運営というところは、あまりほかからいろいろ言われては、本質的な教育作用が非常に弱まるというところになると思うのであります。この点どうお考えになりますか。

私はむしろ学校の運営ということとは、ここからはずしてもいいじゃないかと思うのであります。

○辻田政府委員 この運営を管理の問題でございしますが、もちろん御存じのように、実際の教育活動それ自体を運営するものは、教育者それ自身であると思ひます。ただここでは学校その他の教育機関が運営するというようになりまして、物的ないわゆる管理以外の、たとえば人事に関する事等も含めた廣い意味であります。ただ人事等につきましては、これは特に重要なことでありますので、この五号の方に特記してございしますが、そういう意味で教育活動それ自体を指すのではないのであります。

○久保委員 それじやまたたくわからぬじやないか。学校に任せておけないところの部分があるか。もしここに委員会なり、あるいは実質的には教育長であると思はれないのであります。そういう学校に任せられないものというものは、どういふものがありますか、それを聴きたい。なぜ学校に任せられないのか。

○辻田政府委員 御指摘の通り、教育活動自体は教育者に任せられるものであります。先ほど申しましたように、本来第三号以後については、それについての運営等の特に必要なものについて規定してあるものであります。この運営の意味は総合的な意味において

の事項で、教科内容とか教科書の採択とか、あるいは人事とか、そういういたものをすべて含めた意味の運営という意味であります。

○久保委員 そういふふう言われると、なおわからぬようになる。これは、教科書内容とか取扱いとかいうことは、これは専門の職員によつてなされることだと解釈ができる。そういうことは一應わかるのであります。ところが「教育機関の運営」と、こう大きくあけてあります。これはお話の通り非常に廣汎なものでありますが、しかしそれは学校に任すべきことではないですか。それを任せておくのだが、なお重要な点、たとえば人事であるとか、あるいは教科書の採択であるとか、あるいは教材の内容の取扱とかいうようなことは、すでに別にまた取上げてある。それは取上げてあつて、そのほかに何かとよと任せておけないものがあるのかどうか。私は第二号の運営という言葉は、もう要らないのではないかと、こ

う思う。管理といふことはわかるが、その点がどうもはつきりしません。○辻田政府委員 ただいま取立てて、運営の具体的な内容につきまして具体的な事項を指摘することは困難であります。また管理といふ面を廣くとりまして考えたわけでありまして、○久保委員 この点はなお後で考えることにいたします。次に第八号であります。学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の修繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること。この「実施の指導」ということはどういふことを言うのか承りたい。

○辻田政府委員 これは、建物等の修繕、保全の計画をし、及びその実施につきましてその実施の指導と申しますのは、設計をしたり、あるいは請負契約をした場合には、それについて監督取締りをするというふうな意味なのであります。監督取締りというふうな言葉は適當でないというところで「指導」というふうな文字を使つたわけでございます。

○久保委員 わかりました。第九号の「教具その他の設備の整備計画に関すること。」これは学校に任してなすのか。年次計画や経費関係があつたりして、こういうことを入れられたのか、その点を承りたい。

○辻田政府委員 第九号は、ただいま御指摘の通り、経費関係あるいは資材の配給等の関係がありますので、総合的にやらなければならぬという事情がありましてやつたわけでありまして、○久保委員 第十二号「教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。」とありますが、教育目的のための基本財産とかあるいは積立金というものは、これはいろいろなものがあると思ひます。これは後援会等がやつたものもあり、あるいは学校自体でやつたものというふうなものもあつておる。あるいは、市町村等やつておるものがある。いろいろな形のものがあります。あるいは同窓会等やつておるものもあつておる。そういうものをすべて含んだとすればこれはおかしい。こ

こでいう「基本財産及び積立金」というのは、どういふものを指しておるのか、その点について伺いたい。

○辻田政府委員 第十二号におきまして指摘してありますのは、これは公共団体として特に教育目的のために設定

してあります基本財産及び積立金の管理の意味でございます。

○久保委員 公共団体の基本財産、積立金を委員会が管理するのですか。それは大体公共団体の管理に属すべきものではないかと思うのですが、いかがですか。

○辻田政府委員 ただいま御指摘がありましたように、基本財産、積立金につきましては、公共団体自体が主体となるべきものであると思ひますが、その事務をここで扱う意味であります。第六十條におきまして関係の規定がございします。教育委員会が法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関する事項につきましては、議案の原案を地方公共団体の長に送付するとい

うふうにあります。六十條、六十一條、六十五條等におきまして、その設置並びに管理に至ります場合の手続等を規定しておるのであります。これらの條文によりまして條例を設けられまして、その條例のもとに教育委員会が管理するということになるわけであり

ます。

○久保委員 六十條の第一号であります。これは私は不要だと思ひます。「教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関すること。」これは委員会がどういふことをやるべきではなくて、地方公共団体で自主的にやるべきものであつて、委員会としては法律の上でこれをうたうのは、少しおせっかいではないかと私は思ひます。今の四十九條の十二号についてお尋ねしたのであります。どういふ性質の基本財産なり積立金を

考えておられるのが、もしこれが今の御答弁のように公共団体のものであるとすれば、こういうことは好意的にやる、あるいはその土地で必要なことがあつてやる、その委員会に取上げてやる、これは第十八号の中に入れることにして、十二号でこういうことをうたい、あるいは六十條でこういうことを規定する必要があるのではないかと、思います、いかがですか。

○辻田政府委員 これは教育のために設けられておきます基本財産、あるいは積立金等の管理とか処分の場合におきまして、委員会としてはもちろん非常な関心をもつべきであると思ひます。従つて教育の目的のために、一定の基本財産が設定されておきます場合、たとえば山林等をもつておる場合におきまして、それが管理につきましましては、委員会におきまして経済的な見地と同時に、教育的な見地から、これを管理するといふことがまた適當であると考えて、この規定を入れたのであります。

○久保委員 教科用図書は採択を委員会です。そうすると各委員会によつて將來採択される検定教科書が違つたものになつていく、こういうことが予想されるのであります。そういう場合、合に困るのは、轉校する生徒なり児童だと考へるのではありません。従つてある地域に委員会の連絡機関みたいなものが考へられねばならぬのではないかと、思ふのです。そういう点について、これはほかの意味からもそういうことを考へられるのであります、御考慮になつたことがありますか。

○辻田政府委員 この委員会は先ほど申し上げましたように、対等平等の関

係がありまして、しかも府縣委員会との関係におきましても、地方委員会は対等平等という関係になつておる関係上、その間に連絡等がきつておるべきであるおそれがあるのではないかと、このために法規の上に突はさういふうな関係の規定が、最初の案にはあつたわけでありまして、それが諸種の事情からそれを法規の上に書くことは適當でないといふことになつておるわけでありまして、しかしこれらにつきましては、われわれといひましては法律に基かずに實際に実施できるといふように考へまして、この連絡協議会を相互の関係において申合せによつてなし得るという考へのもとに、最初の案にありましたものを削ることにしたのであります。その場合の規定の根拠としましては、四十九條の規定の根拠としまして「教育事務のための契約に関すること」この規定を活用いたしまして、相互の委員会間において一種の契約を結んで、そこで仰せのような事項については処理し得るというように考へておるのであります。

○久保委員 最後にもう一つ、これに關連することでありまして、公聴会のときもそういうことがちよつと出たのであります。教科書並びに教科課程等から考へてみますと、ブロック的の今言つたようなことが考へられる。これは人事行政の上からも必要ないことではありませぬ、これは必ずしも九州なら九州ブロックだけで考へる必要はないことではあります、一應教科書の採択なりあるいは学科課程等については、そういうものが非常に必要になつてくると思ふ。そういうものが必

要ではないかといふことが、ちよつと公聴会でもある人の意見が出ておつたと思ふのです。そういうことについて一應そのときにお考へになりましたか、そうしてその間どういふうなことでこつたか、お答へ願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 先ほど私が説明申しましたのは、むしろ府縣以下の、府縣を含まない地方教育委員会の関係において、連絡協議会のことを申したのであります。府縣等における委員会の関係においても、連絡協議会と申しますが、そういうふうな連絡調整の機關を設けた方がいじやないかという意見は、教育刷新委員会の建議の中にもあるのではありません。それにつきましては、やはり最初の案の中にあつたのでございまして、これも法規の上に書くことは適當でないといふうな結論になつたのでございまして、それでこれも現在の都道府縣の間におきまして、法規には根拠はありませんが、實際にはそういうことが行われておるやうであります。この委員会の関係において、實際にそれを行うといふこととて、その目的を達し得るやうに考へるのでございまして。

○水谷昇委員 先刻來織田君や久保君から御質問になりましたが、この「教育委員会」は、教育長の助言と推薦により」といふ言葉、これを前提として教育委員会が左の事務を行うといふことは、はなはだおもしろくない。それで次のような質問をしたいのであります。この、第一号から第十八号に至る事務の内容は、非常に多岐にわたつておりますが、この多岐にわたる事務に對して教育長がはたしてそれらに對

して助言と推薦をなし得るか、こういうことであります。もし教育長一人が完全に助言と推薦をなし得なかつた場合には、教育委員会においては、それぞれ適當な人から助言なり推薦なりを取入れることだと思ふのであります。から、そういう場合には、ここに特に教育長の助言と推薦により」といふ文句を入れる必要はないと思ふのであります。

それから教育長は、説明によりますと、委員会の建前が素人と素人といふ建前で、委員会の委員の方の構成は素人の建前だといひますが、先般來私からも申し上げたように、現職の教員が辭職をして委員になつた場合には、これは素人とはいへない。また教育長になる資格は、教職員の免許状を有する者から選定するといふことになつておられますが、教職員の免許状さえあれば、それで素人だといひ得ると思へないのではありません。こういうやうな点からいひますと、素人の委員会だといふ建前にこだわら過ぎておるのではなからうかと思ふのであります。はたして政府は、素人といふ建前を自主的にとつたのかどうかといふことを、良心的にお答へを願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 教育委員会と教育長との関係につきましては、先般來大臣以下の申し上げた通りでございまして、この点につきまして、最も教育委員会制度の発達しており、しかも最も円滑に運行されておりますアメリカにおきましては、教育長と教育委員会の関係は、大体この法案にありますやうな行き方になつておるのであります。従つてわが國としては、わが國の事情

がそれらあるわけではございまして、いろいろ實際に合せて考慮しなければならぬと思ふのであります。が、御心配のやうな、教育委員会がポットになつて、教育長が実権を揮うといふやうな弊害の絶対にないやうに、われわれとしてはあらゆる方法で、この法案がさいわいに通過いたしますと、これについて努力をしなければならぬと思つておるのであります。さきに御指摘がありましたやうに、やめた教員が委員になつたのは素人であつて、素人でないのではないかと、また教育長は、一片の免許状があれば教育者になれるのであるから、従つて素人といふのも大した素人ではないではないかといふ御批判もあるのではありませんが、これは、法の建前としては、やはりその職業的な現実の問題からは素人、素人といふやうなわけ方をしておるのであります。實際には國民の中に、相當な素人と申します、専門家がおりますといふことはあり得るわけなのであります。この点はいわば形式的なわけ方だと思ふのであります。また、一片の免許状を持てば教育者になり得るといふことであるので、大した素人でないといふことにつきましては、これはある種の一定の學校を出るというだけでなくして、なお教育上のいろいろの學歴をもつておる者でなければならぬのであります。なお當分の間におきましては、先般岩木政務次官からお話がありましたやうに、アメリカから講師が参りました、相當長期の講習会をやりました、その講習会において講習を受けた者がこの教育長に當る、教育長の候補者になるといふやうなこともある次第でございまして、

そのような意味におきまして、相当訓練をされたと申しますか、その道の知識技能を身につけた者が教育長になるということにならうと思ふのであります。なお教育長が、いわゆる新しい意味の官僚的な作用をなすのではないということにつきましては、さうなことがあつては、この教育委員会の本旨からまづたく逸脱いたしますので、さうなことがないように、これらにつきましてもいろいろ対策をしなければならぬと思うのであります。教育長と教育委員会との関係は、繰返し申し上げますが、はつきりとした身分関係がありまして、教育委員会が頭であつて、教育長はその下にあつて、指揮命令を受けて事務を執行するということであります。なお、助言と推薦をする場合には、指揮命令を受けて助言と推薦をするわけではありませんが、これにつきましても、友人としての意見を述べるといふに止まつておるのであります。これに拘束されて委員会が意思決定をしなければならぬということではないので、その点を重ねて申し上げます。

○水谷(昇)委員 私どもが疑問にしておるところを申し上げて御説明を承ると、それで理解ができるのであります。が、この條文を読んでそのまゝ理解はなかなかできない。こういうようなものはわかりやすく書いた方がいいのであつて、わかりにくいように書いていたのでは、法律の効果が薄いのでありますから、なるべくひとつ民主化が徹底するように書いておいてもらいたいと思ひます。でありますから、こういう書き方をしないで、何とか適当な文句にかえるようなことをひとつ考慮し

ておいてもらいたい。素人とか友人とかいうのは形式的なものであつて、その内容を言つておるのではない、こういうお話でありますから、その点はさういう意味において了承いたします。○松本委員長 それでは本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時から開会いたします。
午後四時二十一分散会

〔参 照〕

日本学術会議法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

戦後のわが國の荒廢、窮乏を打開し、文化國家として世界平和に貢献するには、科学の力によらねばならない。しかるに從來のわが國の学界は、有機的、統一的な組織を欠いていたのである。したがつて、本法案は、從來の學術体制に再檢討を加え、全國科学者の緊密な連絡と協力によつて、科学の振興と發達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映滲透させる新組織を確立しようとするものである。

次に、本法案に規定する日本学術會議の性格並びに内容を述べれば、第一に、日本学術會議は、内閣總理大臣の所轄に属し、わが國科学者の内外に対する代表機關である。

第二に、日本学術會議は、科学に関する重要事項の審議とその実現を図り、科学に関する研究の連絡とその能率の向上について、自主的にその職務を行う外、この會議の活動並びにその成果を行政面

に反映せしめるため、一定の事項について政府に勧告し、又は諮問に應ずることになつてゐる。

第三に、この會議は、一定の資格を有する全國の科学及び技術の研究者によつて選舉される二百十名の會員をもつて組織し、學問の分野に應じて七部に分ち、種々活動を行うことになつてゐる。

第四に、學術上の功績顯著な科学者を優遇するために日本学士院を置き、これに関する規定を設けている。

二、議案の可決理由

本案の趣旨と目的は、わが國の現状に適切であり、且つ科学の研究と應用の促進及び連絡に必要であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月一日

文教委員長 松本 淳造

衆議院議長松岡駒吉殿